

社会福祉法人福陽会 行動計画

すべての従業員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1.対象期間：平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年

2.内容：目標・・・平成27年3月31日までに、所定労働時間の削減のための措置を実施する。

<対策>（期間）平成23年4月～27年3月

・平成23年4月

所定労働時間の削減について、施設内会議等により全従業員への周知を図る。

施設内会議において、定期的に所定外労働の発生状況を検討する。

・平成24年4月

平成23年度の所定外労働時間の状況を踏まえ、その削減について、施設内会議等により全従業員へ周知を図る。

施設内会議において、定期的に所定外労働の発生状況を検討する。

・平成25年4月

平成24年度の所定外労働時間の状況を踏まえ、その削減について、施設内会議等により全従業員へ周知を図る。

施設内会議において、定期的に所定外労働の発生状況を検討する。

・平成26年4月

平成25年度の所定外労働時間の状況を踏まえ、その削減について、施設内会議等により全従業員へ周知を図る。

施設内会議において、定期的に所定外労働の発生状況を検討する。